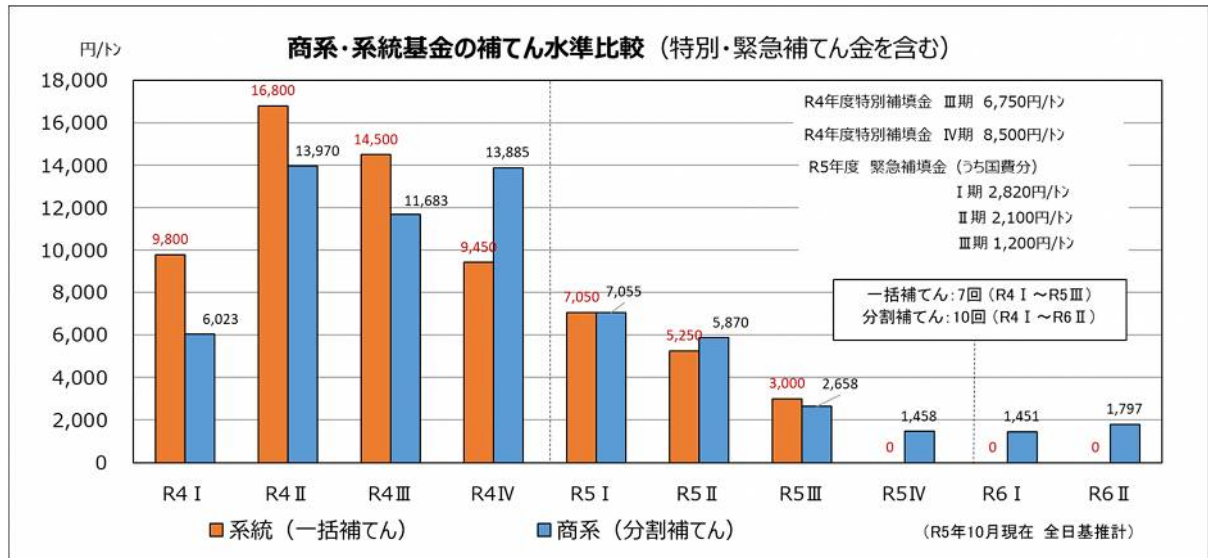


補てん金の「分割支払い」について

飼料原料価格の高騰に対応した補てんにつきましては、借り入れによる補てん支払を行わざるを得ない状況となっています。しかしながら、多額の借入金と返済の長期化は好ましいことではありません。

このため、全日基は、令和5年度についても通常補てん金を分割して交付することとし、これにより借入金を極力圧縮して生産者の皆様の借入負担を軽減していくこととしております。

(図1)



(注) 令和5年度以降の分割補てんの単価 (青色の棒グラフ) には令和4年度の分割補てんの交付残も含まれます。
 R5年度第3四半期以降の試算値は令和5年10月現在の試算によるもので、今後変更される場合があります。

① 分割補てんでも最終的には一括補てんと同額が支払われます。

R5年度以降については、一括補てんでは3回補てんされますが、分割補てんでは6回の補てんとなる見込みです。分割補てんでは交付回数が3回増えますが、分割と一括の補てん総額は最終的に同額となります。(図1)

② 第2四半期の分割補てん単価は5,870円/トとなりますが、系統基金の一括補てん単価(5,250円/ト)を620円/ト上回っています。

これは、令和5年度の通常補てん金の分割単価に令和4年度の分割単価の交付残が加算されることで結果的に一括補てん単価を上回る額となっています。令和5年度の第4四半期以降は商系基金のみの補てんとなる見込みです。

③ 分割補てんにより借入必要額が圧縮されます。

一括でも分割でも借り入れによる補てんは避けられませんが、分割払いにより借入必要額を一括の場合に比べ圧縮することができます。令和4~5年度の補てんによる借入金については、一括補てんによる借入見込額(試算値)に比べ約3~4割程度削減することができます。